

長崎市屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。

(平成30年12月26日公布)

近年の異常気象による広告物への影響や老朽化した広告物の増加などにより、今後、落下、破損に伴う人身事故の危険性が拡大することが予想されます。

このような状況を踏まえ、長崎市では、実効性のある点検を実施させ、適正に管理されず放置される屋外広告物をなくすため、新たに点検義務を追加するなどの「長崎市屋外広告物条例」及び「同施行規則」を一部改正し、**平成31年4月1日から施行**します。

【改正の概要】

(1) 管理義務対象者の見直し（条例第20条関係）

所有者、占有者の管理責任を明確にするため、管理義務の対象者は、これまでの「表示者」、「設置者」、「管理者」に「所有者」、「占有者」を追加しました。

	改正前	改正案
管理義務	表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、 所有者、占有者

- ・所有者 … 広告物又は、広告物を掲出するための枠、支柱等の物件（以下「掲出物」という）を所有する者
- ・占有者 … 所有者の承諾又は依頼に基づき、掲出物を使用する権利を有する者
- ・表示者 … 広告物を出す者
- ・設置者 … 掲出物を主体的に設置する者
- ・管理者 … 所有者又は占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理を行う者

【屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者の関係（例）】

